

木津川市新水道ビジョン中間改訂業務

仕様書

令和5年6月
木津川市上下水道部業務課

第1章 総則

第1節 一般事項

1 業務目的

本業務では、木津川市水道事業のさらなる経営健全化に向け、木津川市新水道ビジョンの中間改訂（経営戦略を含む。）を目的とする。木津川市水道事業の将来像及び経営状況・財務状況を明確にし、経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化及び適切な水道事業における財源確保を図るものとする。

本業務においては、経営戦略の改訂に伴い、水道料金改定の必要性を検討し、令和6年度から開催が予定されている水道料金審議会に向けての基礎資料を作成することも目的としている。

2 適用範囲

本仕様書は、木津川市（以下「発注者」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、プロポーザル参加者（以下「受注者」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

3 適用基準、業務の範囲等

（1）適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、木津川市上下水道事業会計規程、木津川市契約事務規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

（2）対象事業及び計画

木津川市水道事業

木津川市新水道ビジョン（経営戦略を含む。）

計画期間：平成31年度から令和10年度までの10年間

（3）計画改訂期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

（経営戦略については、さらに令和15年度までの5年間の計画を策定）

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和6年9月30日までとする。

5 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

- (1) 「受注者」は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道：上水道及び工業用水道）または上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有し、かつ平成25年4月1日以降に完了した水道ビジョン、水道事業経営戦略、またはこれらに類する長期計画策定（改訂）業務（以下、同種業務という。）を管理技術者または担当技術者として履行した実績を有することとする。
- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道：上水道及び工業用水道）または上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有し、かつ同種業務を管理技術者または担当技術者として履行した実績を有することとする。
- (4) 水道ビジョン中間改訂業務の担当技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道：上水道及び工業用水道）または上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有することとする。経営戦略改訂業務の担当技術者は、公営企業会計に精通し、公認会計士の資格を有すること、または平成25年4月1日以降に完了した水道事業経営戦略策定（改訂）業務を管理技術者もしくは担当技術者として履行した実績を有することとする。
- (5) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼務することはできない。
- (6) 配置技術者は、常勤の社員であり契約時において3ヶ月以上の雇用関係があるものとし、着手時に健康保険証など雇用関係を証明する書類を提出しなければならない。
- (7) 「受注者」は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

6 打合せ及び協議

「受注者」は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては「発注者」と打合せ及び協議を綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、「発注者」の承認を得るものとする。

7 疑義の協議

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合はその都度「発注者」と「受注者」が協議し定めるものとする。

8 業務計画

「受注者」は、業務着工に先立ち、次の書類を「発注者」に提出し、承認を得るものとする。

- 着手届
- 管理技術者、照査技術者及び主任技術者の選任届、経歴書及び公的資格の写し
- 業務実施計画書及び工程表
- その他「発注者」の指示により提出を求められた書類

9 秘密の保持

本業務において、「受注者」の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

10 損害賠償

「受注者」は、本業務中に生じた「受注者」の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には「受注者」が一切を処理するものとする。

11 資料の貸与

「受注者」は、「発注者」が所有する本業務に必要な資料を「発注者」より借り受けることができるものとする。資料を借り受けた場合は、適切な管理を行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

12 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、「受注者」の責任において迅速に処理するものとする。

13 検査

本業務実施中、「受注者」は必要に応じて「発注者」の中間検査を受け、業務完了後は完了検査を受けなければならないものとする。なお、加除・修正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は「受注者」が負担するものとする。

1 4 瑕疵等

「受注者」は、本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める修正その他必要な作業を「受注者」の負担において行うものとする。

1 5 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて「発注者」の所有とし、調査結果についても「発注者」の承諾なくして貸与、公表及び使用してはならない。

1 6 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとする。

1 7 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、「発注者」と「受注者」で協議のうえ処理するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務の概要

1 計画準備

本業務の目的を十分把握し、業務の遂行に必要な資料の収集について「発注者」と調整を図り、合理的かつ能率的な工程別の実施計画書を作成し、「発注者」の承認を得るものとする。

2 資料収集・整理及び分析

必要な資料を適宜収集・整理し、分析するものとする。なお、準拠すべき資料は水道法及び関係法令等、国・府(厚生労働省(国土交通省)、総務省、京都府等)及び公益社団法人日本水道協会等の指針・手引き・ガイドライン等の引用元が明確であるものに限る。

3 打ち合わせ

本業務期間中は、打ち合わせを密に行うとともに進捗状況の報告を適宜行うものとする。また、必要に応じて施設の状況を確認するための現地調査やヒアリングを実施する。

4 木津川市新水道ビジョンの中間改訂

平成31年3月に策定した平成31年度から令和10年度までの木津川市新水道ビジョンの中間改訂(経営戦略を含む。)を行う。中間改訂に伴う計画見直し期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。ただし、経営戦略については、さらに令和15年度までの5年間の計画を策定することとする。

5 パブリックコメント等の実施支援

木津川市新水道ビジョンの中間改訂に際し、条例に基づくパブリックコメント等の実施について、資料の作成、提出意見の取りまとめ・分析、新水道ビジョン中間改訂への反映等の支援を行う。

※令和6年8月頃にパブリックコメントを実施予定

6 水道料金審議会の基礎資料作成

本業務においては、経営戦略の改訂に伴い、水道料金改定の必要性を検討し、令和6年度

から開催が予定されている水道料金審議会に向けての基礎資料を作成する。

(1) 審議会スケジュール

令和6年7月から令和7年12月までの間に6回程度開催予定

(本業務においては、審議会への出席は求めない。)

(2) 審議会の資料

○事業進捗状況の整理、目標達成状況の整理、残事業の整理

○決算状況、事業計画・財政計画、水道料金の改定の必要性

第2節 木津川市新水道ビジョンの中間改訂の内容

1 現状・将来見通しの把握と目標設定

1-1 水道事業の現状評価・課題

(1) 事業の現況

近年の水道法改正、社会情勢及び財政・経営状況及び需要者ニーズ等の変化や、計画した各事業の進捗及び経営面に直接・間接的に影響を及ぼす要因について把握するために、関連する各種資料の収集を行う。また、必要に応じ、現地調査・ヒアリングにより事業実施上の課題とその背景等について把握・整理する。

調査内容は、以下を基本とする。

1) 地域特性

①地形、地質、気象、災害等の既存資料に基づく自然条件

②人口、土地利用、産業、交通等の既存資料に基づく社会条件

③水資源、市の振興計画、開発計画、水道事業の既往構想や計画など関連計画

2) 水道特性

①水道事業の整備状況と普及状況

②事業の沿革、水需給の実績推移と特性

③既存水源の形態、取水実績、事故記録等水源

④原水及び給水水質実績と浄水処理方法

⑤水道施設の位置・規模・構造と整備状況

⑥需要の分布、管網形態と送配水の状況

⑦事業経営状況、組織および料金体系

3) 木津川市新水道事業ビジョンの事業の進捗状況と目標の達成状況

①計画事業の実施状況（事業の進捗率、事業費の実績、残事業の整理）

②目標の達成状況

4) これまでの主な経営健全化の取組

- ①民間活用や、施設統廃合、広域化等の経営健全化の現在の取組状況
- ②経営健全化について今後の取組予定

5) 経営比較分析表を活用した現状分析

- ①経営比較分析表に示されている現状の評価
- ②経営比較分析表の評価に関連する業務指標、経営指標

6) 課題の抽出

- ①事業全般的な環境・背景特性からの課題
- ②水需給バランス、施設の相互融通性、地震・湧水時など異常時対応性等の安定給水確保の管網整備課題
- ③その他、取り込むべき課題

1-2 将来の事業環境（水需要予測）

実施事業の規模の適合性の確認及び財政計画の資料として、最新の需要実績にもとづく将来の水需要および料金収入、施設および組織の将来見通しを整理する。

(1) 給水人口の予測

市の総合計画・人口ビジョン等に配慮して、行政区域内人口、給水区域内人口及び給水人口を予測する。

(2) 給水量等の予測

既存水道事業単位の特性を踏まえ、有収水量、一日平均給水量、一日最大給水量の予測、一日最大取水量を予測する。なお、将来給水量の予測等に基づき、用途ごとに供給単価等の推移について分析した上で、今後の料金収入の見通しについて予測し、整理するものとする。

1-3 将来の事業環境（更新見直し）

平成31年3月に策定したアセットマネジメント計画（タイプ3C（標準型））を活用し、実施済み事業を考慮のうえ、将来の施設更新需要の見通しを整理する。

(1) 重要度・優先度を考慮した更新需要の見直し

重要度・優先度に応じた更新時期（更新基準）の見直しを行う。また、資産の健全度の算定（更新需要の妥当性確認）を行う。

(2) 財政収支見直し（更新財源確保）の検討

必要に応じて財政収支算定の条件設定の見直しを行う。また、年度別事業費の設定を行い、財政収支の算定、財源確保方策等の検討見直し（料金据置ケース、財源確保ケース）の検討を行う。これらの財政収支の妥当性について確認を行う。

1-4 地域の水道の理想像と目標設定

(1) 将来像の達成度合い

木津川市新水道ビジョンに掲げた将来像に対する達成度合いを評価する。

(2) 目標達成度合い

木津川市新水道ビジョンに掲げた目標に対する達成度合いを整理し、必要に応じて目標値の見直しを行う。将来像の設定を踏まえて、整備課題に対する目標および達成期間の検討から計画フレームに対応する適切な目標を設定する。

2 推進する実現方策

現新水道ビジョンに掲げた実現方策について、実効性を検証し、必要に応じて実現方策の見直しを行う。また、新たな課題や目標設定が必要となった場合は実現方策を示すものとする。

(1) 「関係者の内部方策」に関する検討要素

水道施設のレベルアップ、資産管理の活用、人材育成・組織力強化、危機管理対策、環境対策等について、これまでの取り組みを評価し、必要に応じて方策の見直しを行う。

(2) 「関係者間の連携方策」に関する検討要素

住民との連携（コミュニケーション）の促進、発展的広域化、官民連携の推進、技術開発、調査・研究の充実、環境対策等について、これまでの取り組みを評価し、必要に応じて方策の見直しを行う。

(3) 「新たな発想で取り組むべき方策」に関する検討要素

料金制度の最適化、小規模水道対策、小規模自家用水道対策等、多様な手法による水供給等について、これまでの取り組みを評価し、必要に応じて方策の見直しを行う。

3 投資・財政計画（経営戦略）の策定

(1) 投資・財政計画の見直し及び策定

平成31年3月に市が策定した水道事業経営戦略の内容に対して、投資、収支、財源及び企業債残高等について実績値を整理し、計画値との乖離の有無を確認し、新水道ビジョンの計画期間中の投資・財政計画についての見直し及び令和11年度から令和15年度までの策定を行う。

投資・財政計画の策定にあたっては、投資・財政試算を長期（30～50年）に行ったうえで、令和15年度までの計画を策定するものとする。また、年度スケジュール、概算費用等の基本計画策定済みの観音寺浄水場及び南加茂台配水池の改築などの大規模事業を計画に反映させることとする。

また、収支計画に基づき計画期間内に行うべき投資の優先順位付けや平準化・長寿命化等

の検討および収支均衡の見通しなどを分析する。

(2) その他記載事項の整理

投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要について整理する。

4 検討の進め方とフォローアップ

今後の検討の進め方についてP D C Aサイクルに基づく進捗管理手法等を提示し、最終年度までのスケジュールを作成する。

5 とりまとめ

前項までの内容を反映させて、令和6年度から令和10年度までの5年間の「木津川市新水道ビジョン 中間改訂版」としてまとめる。また、「木津川市新水道ビジョン 中間改訂版」については、その概要版を作成する。ただし、経営戦略については、さらに令和15年度までの5年間の計画を策定することとする。

また、前項までの内容を反映させて、施設ごとの年次別施設整備計画表（スケジュール及び費用）をとりまとめる。

6 成果品

- (1) 「受注者」は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、「発注者」の検査員の検査の合格をもって、業務の完了とする。
- (3) 業務完了後において、成果品の不的確箇所等が発見された場合、「受注者」はすみやかに訂正、補足、その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 本業務に文献、その他資料を引用した場合は、その出典を明記しなければならない。
- (5) 本業務における成果品の提出は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、「受注者」は、作成にあたり編集方法など詳細についてあらかじめ「発注者」と協議すること。

- ①木津川市新水道ビジョン 中間改訂版 100部
- ②木津川市新水道ビジョン 中間改訂版（概要版） 100部
- ③発注者との打合せ内容確認書 各1部
- ④その他関係資料（経営戦略、年次別施設整備計画表等） 1部
- ⑤成果品提出一覧表 1部
- ⑥電子データ CD-R 1式

前各号に掲げるものをPDF及び作成された形式（Microsoft-Word形式、Microsoft-Excel形式、Microsoft-PowerPoint形式等）のまま記録媒体に納めて提出すること。本編・概要

版等で作成したイラストや表・グラフの Microsoft-Excel 形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、「発注者」が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出すること。